

瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 2 年 6 月 3 0 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 3 0 号

瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の育児休業に関する規則（平成 4 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 3 条 削除</p> <p>（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）</p> <p>第 6 条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届出なければならない。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 及び 3 &lt;省略&gt;</p> <p>（育児休業をしている職員の職務復帰）</p> <p>第 7 条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以</p>	<p><u>（再度の育児休業をすることができる養育方法）</u></p> <p>第 3 条 <u>育児休業条例第 3 条第 4 号の規則で定める方法は、育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。</u></p> <p>（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）</p> <p>第 6 条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届出なければならない。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p><u>— 育児休業条例第 5 条第 1 号に掲げる事由が生じた場合</u></p> <p>2 及び 3 &lt;省略&gt;</p> <p>（育児休業をしている職員の職務復帰）</p> <p>第 7 条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以</p>

<p>外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（<u>育児休業条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。</u>）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる養育方法等）</p> <p>第10条</p> <p>育児休業条例第8条の規定により育児短時間勤務をしようとする職員は、次条第1項の規定により育児短時間勤務の承認を請求する際に育児休業等計画書を任命権者に届け出るものとする。</p> <p>（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）</p> <p>第12条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。</p> <p>第16条 <u>第6条</u>の規定は、部分休業について準用する。</p>	<p>外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（<u>瀬戸市職員の育児休業に関する条例第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。</u>）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる養育方法等）</p> <p>第10条 <u>育児休業条例第8条第5号の規則で定める方法は、第3条の規定を準用する。</u></p> <p>2 <u>育児休業条例第8条の規定により育児短時間勤務をしようとする職員は、次条第1項の規定により育児短時間勤務の承認を請求する際に育児休業等計画書を任命権者に届け出るものとする。</u></p> <p>（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）</p> <p>第12条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。<u>この場合において、同条第1項第4号中「第5条第1号」とあるのは「第11条第1号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第16条 <u>第12条</u>の規定は、部分休業について準用する。</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。